明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一）　一

〔告　示〕

○一般社団法人警備員特別講習事業センターから代表者の氏名の変更の届出があった件（**国家公安委**一）　二

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一四、一五）

○広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を定める件（**同**一六）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一三～一六）

○国際連合安全保障理事会決議第二千七十九号（リベリアに対する制裁措置等の延長等に関する決議）に関する件（**外務**九）

○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**農林水産**一一四）

○保安林の指定をする件（**同**一一五～一二六）

○都市計画に関する件（**国土交通**五一）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**五二）

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**五三）

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**五四）

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一三）

○盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があった件（**東京都公安委**一一）

〔人事異動〕

財務省　最高裁判所　二

〔官庁報告〕

官庁事項　三

防衛省防災業務計画の修正要旨の公表について（防衛省）　四

文　教　六

日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）

労　働　七

最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低賃金公示二）

〔公　告〕

諸事項　八

官庁

財団、有権者申出方、割賦販売法に基づく同法第十一条の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、公示送達関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他　一〇三〇

省　令

○農林水産省令第一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第五条第一項中「が東京都知事」の下に「又は兵庫県知事」を、「又は東京都知事」の下に「若しくは兵庫県知事」を加える。

別表中「東京都」の下に「昭島市大神町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、上川原町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、昭和町、田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、」を加え、「あきる野市秋川、秋留、網代、油平、雨間、五日市、伊奈、入野、上ノ台、牛沼、小川、乙津、上代継、切欠、草花、小中野、小峰台、小和田、三内、下代継、菅生、瀬戸岡、高尾、舘谷、舘谷台、留原、二宮、野辺、原小宮、引田、平沢、平沢西、平沢東、深沢、渕上、山田及び横沢」を「あきる野市」に改め、「石川町」の下に「、犬目町」を、「戸吹町」の下に「、中野上町、中野山王、中野町、**檜**原町」を加え、「羽（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）」を「羽」に改め、「羽東」の下に「、富士見平」を、「福生市牛浜」の下に「、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）」を、「本町」の下に「、南田園」を、「日の出町」の下に「並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫の里、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽南、桜ケ丘、清水、下河原、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、中村、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東桑津、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、